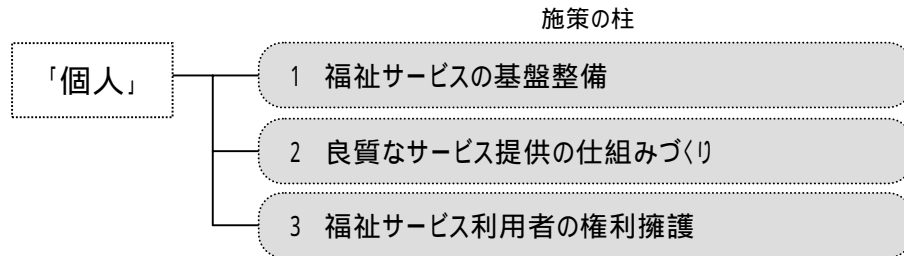


《地域福祉のコンセプト 2》 「個人」



基本的な考え方

福祉制度においては、その人本人に必要なサービスを自らが選択し、サービス提供事業者と契約を結ぶといった仕組みが介護保険法や障害者自立支援法の施行によって導入されるなど、“個人”を支援する環境づくりが進められています。

地域での生活を支える福祉サービスの充実は、誰もが望む重要な事項として捉えられますが、必要な時に利用することができるよう、サービスを提供する基盤の整備とともに、質の高いサービスを確保することが求められています。

こうした観点から、基本理念の実現を目指す地域福祉のコンセプトの2つ目として『個人』を掲げ、福祉サービスの基盤整備、良質なサービス提供の仕組みづくり、福祉サービス利用者の権利擁護を基調とした施策を展開していきます。

施策の展開によって期待される効果

- 自分が利用したい福祉サービスを利用することができます。
- 財産管理やサービス利用時の契約行為等に不安のある人も、安心して制度や福祉サービスを利用することができます。

1 福祉サービスの基盤整備

(1) 各福祉関連計画の目標達成に向けた取り組み

現状と課題

町では、次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、平成16年度から平成21年度を計画年度とする「長泉町次世代育成支援地域行動計画」を策定し、子育て支援の推進に取り組んでいます。

計画の推進にあたっては、庁内における連携体制の確保とともに、「長泉町児童環境づくり推進委員会」により、相互の情報交換、連絡調整を行い、住民と町との協働体制の確保を図っています。

高齢者福祉では、老人福祉法、老人保健法、介護保険法に基づく法定計画として、平成18年度から平成20年度を計画年度とする「長泉町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、介護保険サービス、高齢者の保健福祉サービス、生きがいづくり等の推進に取り組んでいます。

計画の推進にあたっては、介護予防の推進、包括的かつ継続的なサービス体制の確立のため、平成18年度から創設された「地域包括支援センター」を中心に、関係部署・機関における緊密な連携のもと、計画を効果的、総合的に推進していきます。

障がいのある人の自立支援については、障害者基本法に基づく法定計画として、平成16年度から平成20年度を目標年度とする「第2次長泉町障害者計画」を策定しています。

また、障害者自立支援法に基づく法定計画として、平成18年度から平成20年度を目標年度とする「長泉町障害福祉計画」を策定し、目標数値に対する達成度等を点検・評価し、地域の実状及び課題の把握に努めるとともに、両計画の終了年度である平成20年度には、新たに「障害者計画・障害福祉計画策定委員会（仮称）」を設置し、事業全体及び施策の総括・見直しを行うこととしています。

今後は、町における各計画の着実な進行とともに、住民ニーズ等の変化に対応した柔軟かつ総合的な施策の調整とともに、社会福祉協議会は、その独自性を発揮しながら、各計画で期待されている役割を十分に果たしていくことが求められています。

町における施策の方向

子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「長泉町次世代育成支援地域行動計画」に基づき、保護者の子育てに対する不安や負担を軽減するとともに、子どもの目線に立った子育て支援体制の整備と保育サービスの充実を図ります。
高齢者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「長泉町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護予防や生きがいづくりに重点を置いた施策の展開とともに、民間事業者と連携を図りながらバランスの取れた施設及び在宅での高齢者保健福祉サービス・介護保険サービスを進めます。
障がいのある人の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次長泉町障害者計画」、「長泉町障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの基盤を整備するとともに、地域生活支援事業等の充実を図り、障がいのある人の自立を支援していきます。 就労支援として、ジョブコーチの活用、町から事業所への理解促進、法定雇用率の遵守徹底を、関連部署と協力して進めます。
健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 健康に関する調査や計画づくり、保健衛生に関する情報の提供、健康診査及び事後指導などの保健サービスを提供します。特に、「一次予防」の取り組みを重視します。
生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「長泉町生涯学習推進計画(まなびあいプラン)」に基づき、福祉の町づくりの学習機会を提供し、福祉教育やボランティア活動を促進します。
施策の総合化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもや高齢者への支援、子育て支援における教育環境の充実、高齢者の健康づくりの推進など、個別福祉計画の推進にあたっては、ライフステージや生活環境等を踏まえた施策の総合化を進めます。
個別福祉関連計画の達成状況の評価	<ul style="list-style-type: none"> 個別福祉関連計画に設定された目標等の達成状況を福祉関係者や住民代表等で構成される組織で定期的に評価し、その結果を「広報ながいずみ」やホームページ等で公表していきます。 達成状況の評価結果を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しに取り組みます。その際、ホームページ等にて、パブリック・コメント制度を実施し、住民意見を反映させます。

社会福祉協議会における施策の方向

町における計画推進への参画	<ul style="list-style-type: none"> •町の個別福祉計画に掲げられた社会福祉協議会が担う役割について、町や関係機関との連携のもと、事業の実施に取り組みます。
介護保険サービス、障害福祉サービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> •「長泉町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「長泉町障害福祉計画」に基づく法定サービスについて、必要なサービス提供量の確保に努めます。 <p>《具体的な事業》 介護保険事業、障害福祉事業</p>
在宅福祉サービスの充実と介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> •ひとり暮らし高齢者をはじめ、児童・高齢者・障がいのある人等の幅広い各層の福祉ニーズに対応した在宅福祉サービスの充実に努めます。 <p>《具体的な事業》 ひとり暮らし老人食事会「仲良会」事業、介護用品紹介事業、介護用品貸出事業、ひとり親家庭社会参加事業、新入学児童祝い品贈呈事業、介護予防事業</p>
新たな福祉サービスの創出	<ul style="list-style-type: none"> •既存の在宅福祉サービスの充実とともに、住民の福祉ニーズを把握した上で、必要なサービスの開発・事業化に取り組みます。 <p>《具体的な事業》 調査研究活動事業</p>
福祉施設の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> •町の主要福祉施設である福祉会館、在宅福祉総合センター（いずみの郷）について、指定管理者として適切な管理運営を行い、充実した福祉サービスの提供と地域福祉の推進に寄与していきます。 <p>《具体的な事業》 福祉会館運営事業、在宅福祉総合センター管理事業、在宅福祉総合センター食堂運営事業</p>

住民や地域等に期待する役割

(住民一人ひとり)

- 福祉関連計画の内容を、広報ながいずみ、町ホームページ、担当窓口を通じてよく理解し、計画の推進に協力しましょう。

(地域、当事者組織)

- 地域内で必要な活動やサービスの創出に取り組みましょう。
- 地域等との連携を図りながら、必要な活動やサービスの創出に取り組みましょう。

(サービス提供事業者)

- 利用者のニーズ等を把握し、サービス内容の改善、充実を図りましょう。

(2) サービス提供事業者や NPO 等との情報交換、働きかけ

現状と課題

誰もが住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続していくためには、保健・医療・福祉など必要なサービスが、日常生活圏域に整備され、しかも総合的に利用できるよう、それぞれが連携し機能することが必要です。

また、今日の福祉ニーズは、多様化し、かつ“身近に手軽に”を前提としたものが多いため、住民・地域・民間企業・町が一緒になってサービスを生み育てることが不可欠となっています。

そのために、町、社会福祉協議会、サービス提供事業者、各種団体等における情報交換や事業等の連携をより強化することが必要であるとともに、新たなサービスの基盤を確保する観点から、ボランティアや NPO の育成も重要となっています。

町における施策の方向

サービス提供事業者との連携強化

- サービス提供事業者との定例会等を開催し、情報の交換や提供など連携体制の確保に努めつつ、必要なサービス提供基盤の確保に努めます。

社会福祉協議会との連携強化

- 社会福祉協議会を地域福祉の中心とし、更に連携を強化していきます。

NPO 活動への支援

重点方向1

- 住民活動をより活発化する観点から、NPO に関する情報提供や相談、NPO 法人化への支援など、活動を支援する組織の設置に向けた検討に取り組みます。
- ふじのくに NPO 活動センター、東部及び西部地域交流プラザ、しずおか NPO の森(NPO 情報ポータル)など、NPO 活動に関係する機関等の周知や利用促進に努めます。

2007 年問題への対応

重点方向1

- 2007 年に団塊世代の定年退職が始まり、技能・技術の消失や継承が問題とされています。団塊世代の生きがいをづくりとともに、地域活動やボランティア活動に参加できる機会を確保、拡充します。

社会福祉協議会における施策の方向

社会福祉関係機関等との連携強化

- より効果的な事業等を推進するために、福祉施設をはじめとする社会福祉関係機関等との連携や連絡調整に努めます。

《具体的な事業》

社会福祉関係事業所との連携と情報の共有体制の確保

NPO との連携強化

- 町内における NPO 活動の実態把握に努めるとともに、情報交換等の場を設置し、連携を強化していきます。

《具体的な事業》

NPO との連携及び調整

多様な福祉の担い手の育成

重点方向1

- ボランティアや NPO などの養成講座を充実し、住民が主体となった多様な活動やサービスが生み出せる人材づくりを進めます。

《具体的な事業》

ボランティア連絡会支援事業